

## 農地法第4条及び第5条による許可申請書類一覧表

		農地法第4条		農地法第5条		
		宅地転用	山林転用等	宅地転用	資材置場等	法人の場合
1	許可申請書	3部	3部	4部	4部	4部
2	土地の登記事項証明書 (ただし、全部事項証明に限る)	1通	1通	1通	1通	1通
3	案内図 (1/1000)	2部	2部	2部	2部	2部
4	公図の写し (1/600)	2部	2部	2部	2部	2部
5	配置図 (1/600)	2部	2部	2部	2部	2部
6	設計図	2部		2部	2部	2部
7	見積書	2部		2部	2部	2部
8	資金計画書	2部		2部	2部	2部
9	融資証明・残高証明	残高証明 1部		残高証明 1部	1部	1部
10	事業計画書	事業用に転用 2部		事業用に転用 2部		
11	住民票	1通	1通	両者各1通	両者各1通	個人1通
12	同意書	2部	2部	2部	2部	2部
13	農用地除外証明書 大字皆野(戦場を除く)・金崎地区以外	2部	2部	2部	2部	2部
14	現場写真		遠景近景各2枚		既設、新設場所各2枚	
15	法人の登記事項証明書					2通
16	定款又は寄付行為					2通
17	追認許可申請の場合 始末書及び現場写真	2通、2枚	2通、2枚	2通、2枚	2通、2枚	2通、2枚
18	資材置場設置資料 駐車場設置資料		2部		2部	2部
19	委任状	代理申請の場合			1通	

※ 住民票は、皆野町内在住者は省略できます。

※ 申請地に、抵当権等が設定されている場合は解除または権利者の承諾書が必要です。

※ 転用の目的等により、上記以外の添付資料が必要な場合もあります。

締め切り日は、毎月10日です。